

令和2年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和3年2月25日現在）

- 1 監査の期間 令和2年9月7日から同年11月24日まで
- 2 監査対象年度 令和2年度事務（令和2年7月31日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和元年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが8件あった。	市民局 市民文化部 地域振興課	私有車の公務使用において、使用承認を受けずに行っていたことについては、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌の作成に対する認識不足及び課内でのチェック漏れが原因である。 このため、令和2年9月23日に該当職員に対し、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌の作成と自動車検査証及び任意保険証書の写しの提出を指示した。 また、適正な事務処理を行うよう、地域振興課においては令和2年11月24日に課長から所属職員全員に指導を行った。 （通知受理日：令和3年2月1日）	措置済
(2) 会計規則第8条第2項に「証拠書類（現金出納の証拠となるべき書類）の首標金額は、改ざんし、又は訂正してはならない。」とあるが、現金領収帳で収納した「個人番号カードの再交付手数料」について、首標金額を訂正した現金領収証書を交付しているものが1件あった。	市民局 市民文化部 市民課	現金領収証書の首標金額の訂正については、収納取扱員が会計規則について、十分に理解していなかったこと、収納出納員等による決裁の過程での確認が十分でなかったことが主な原因である。 このため、令和2年11月19日にマイナンバーカード交付特設会場の職員に、現金領収帳の使用方法等について、改めて周知徹底を図った。 また、適正な事務処理を行うよう、令和2年12月21日付で課長から所属職員全員に通知を行うとともに、決裁手順の見直しにより、チェック体制の強化を図った。 今後は、新規職員の業務研修時にも、現金収納に係る事務処理についても説明を行うこととした。 （通知受理日：令和3年2月1日）	措置済
(3) 交通局においては、職員の私有車の公務使用が認められていないにもかかわらず、私有車を使用しての外勤が1件あった。	交通局 経理課	交通局では職員の私有車の公務使用に関する要綱が定められていないにもかかわらず、私有車で通勤届が提出されている職員については直接外勤地に赴かせることが	措置済

		<p>できると誤って認識していたことが原因である。</p> <p>指摘後ただちに、再発防止のため、経理課内で所属長から職員に対し、交通局では職員の私有車の公務使用は認められていない旨の説明を行った。</p> <p>また、令和2年12月21日に、あらためて交通局次長から各課長宛に「外勤等における職員の私有車の使用について」通知し、各課長から全職員に対し、公務において私有車を使用しないよう周知したところである。</p> <p>(通知受理日:令和3年2月5日)</p>	
--	--	---	--

#### 4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>(1) 児童クラブ整備事業及び一般廃棄物収集運搬業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び鹿児島市契約規則第19条の規定に基づき少額随意契約を締結しているところであるが、児童クラブ整備事業については、同一箇所で一連の業務を分割し同一の業者と業務委託契約を締結している事例があり、一般廃棄物収集運搬業務については、同一の業者と多数のブロックで契約している事例が見受けられる。随意契約の相手方の選定にあたっては、特定の者に偏ることのないよう公平性に配慮して選定するなど適切な対応を図られたい。また、業務の発注方法等を見直し、可能な限り入札に付すなど、透明性・経済性の確保に努められたい。</p>	<p>こども未来局 こども政策課</p>	<p>児童クラブ施設整備事業については、現在、クラブの整備時期、発注方法等の見直しについて検討しているところであり、適切な運用に必要な措置を講じていきたい。</p> <p>一般廃棄物収集運搬業務については、現在、教育委員会が実施している、学校の一般廃棄物収集運搬業務とまとめて入札ができないか協議・検討しているところであり、適切な運用に必要な措置を講じていきたい。</p> <p>(通知受理日:令和3年2月2日)</p>
<p>(2) 土地区画整理事業における事業管理業務については、公益財団法人鹿児島まちづくり土地区画整理協会と随意契約により複数業務を集約した単価契約を締結しているが、総価見積りに基づく按分調整の結果として、契約単価が設計単価を大きく上回る事例等があること、また契約単価の算出方法が発注課毎に異なることから、統一した適正な算定ルールを定め、契約の適切な執行に努められたい。</p>	<p>建設局 都市計画部 区画整理課 吉野区画整理課 谷山都市整備課</p>	<p>契約単価の算出方法については、現状を把握して問題点を整理し、見直し検討を行い、令和2年12月に統一した適正な算定ルールを定めたところであり、契約の適切な執行に努めていく。</p> <p>(通知受理日:令和3年2月5日)</p>